

事業計画及び予算の人件費の最高限度額の変更について

国家公務員共済組合（国家公務員共済組合連合会を含む。）は、事業計画及び予算の人件費の最高限度額を変更しようとするときは、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第15条第2項の規定に基づき、そのつど財務大臣の認可を受けなければならないこととされているが、国家公務員の給与改定（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）等の改正による給与等の改定をいう。）の措置に準じて共済組合職員の給与の改定を行なうことに伴う事業計画及び予算の人件費の最高限度額の変更については、当該人件費の最高限度額の変更に係る事業計画及び予算を作成し、これを財務大臣に報告することにより、財務大臣の認可があったものとみなすこととしたから了知されたい。